大規模災害に被災された皆さまへ

（東日本大震災又は2015年９月２日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます）

自然災害の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により

住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。



メリット１

手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくことになります。

メリット２

義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット３

個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

（注）●債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

●金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者に本件事業等を委託することはありません。本ガイドラインを利用するための支援と称して報酬を求める悪質業者等にご注意ください。

金融庁 Financial Services Agency

財務局 Regional Finance Bureaus

一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

詳しくは、運営機関ウェブサイトをご確認ください。 https://www.dgl.or.jp/

手続の流れ

❶手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きすることがあります。



（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

❷専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



❸債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。
債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



❹「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



❺「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は１カ月以内に同意するか否か回答します）。



❻特定調停の申立

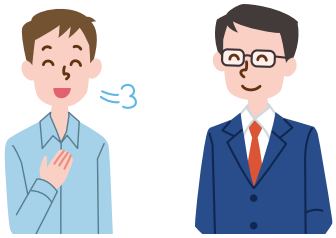
債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。



（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

❼調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。



（2026.7）